無料調停手続相談について, お気軽にご利用ください

「調停」とは、裁判のように勝ち負けを決めるのではなく、話合いにより、お互いが合意することで紛争の解決を図る手続です。

調停手続では、一般市民から選ばれた<u>調停委員</u>が、裁判官とともに紛争の解決にあたるため、裁判所の手続に一般市民の良識を反映し、柔軟で円満な解決を図ることができます。

「調停手続相談」では、お金や土地・建物などに関する紛争(<u>民事調停</u>) や、夫婦間の問題や遺産の分割などの家庭内の問題(<u>家事調停</u>)について、調停委員が、調停手続の利用に関する相談に応じます。

ご利用にあたって

1

調停手続相談は、調停協会(調停委員の地域ごとの団体)が主催して行います。

2

相談は無料で、秘密は厳守されます。

なお,調停手続相談では,現に訴訟や調停になっている事件の相談や,法 律的な判断を求めるような相談はできませんので,ご注意ください。

3

開催時期·場所

7月1日から12月31日までの間に、全国各地で開催されます。

具体的な時期等は、地域によって異なりますので、くわしくは、

各地の裁判所の総務課または庶務課にお問い合わせください。

なお,各地の裁判所のウェブサイトの中で,時期などについて紹介している場合もあります。

下のキーワードをクリックすると、裁判所ウェブサイト内の関連ページに移動できます。

調停委員

民事調停

家事調停

各地の裁判所